

株式会社商美社運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社商美社が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営関する事項を定め、事業所の専門相談員（以下「従業者」という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の従業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者の介護をする者の負担の軽減を図るよう、福祉用具の貸与を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者並びにその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等、関係する諸機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 株式会社 商美社
- 2 所在地 栃木県大田原市黒羽向町55

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 専門相談員 認定福祉用具専門相談員 2名（常勤職員）
専門相談員は、福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等を行うものとする。
- 3 事務職員 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日まで及び8月13日から8月16日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法)

第6条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の方法は、次の通りとする。

- 1 専門相談員は、福祉用具の貸与に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、福祉用具が適切に利用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じることとする。
- 2 福祉用具の貸与に当たっては、利用者又はその家族に対して、福祉用具の機能、使用方法、利用等に関する情報を提供するとともに、文書等により説明し、貸与に係る同意を文書によって受けることとする。
- 3 福祉用具の貸与に当たっては、利用者の身体の状況に応じて福祉用具の調整を行い、使用方法、使用上の留意事項及び故障時の対応方法等を記載した文書を利用者又はその家族等に対して、交付するとともに、機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、修理等も行う。必要に応じて実際に福祉用具を使用させながら利用者に使用方法の指導も行うこととする。
- 4 福祉用具の貸与に当たっては、貸与期間を月単位にて貸与料を算出するが、一月に満たない最初の月及び最終の月に関しては、1日～15日は半額請求、16日以上は一月分の請求とする。なお、貸与開始と修了が同一月の場合は一月分の請求とする。

(取扱品目)

第7条 指定福祉用具貸与として、取扱い品目は、次の通りとする。

- 1 福祉用具貸与品目
 - 1) 車いす
 - 2) 車いす付属品
 - 3) 特殊寝台
 - 4) 特殊寝台付属品
 - 5) じょく創予防用具
 - 6) 体位変換器
 - 7) 手すり
 - 8) スロープ
 - 9) 歩行器
 - 10) 歩行補助杖
 - 11) 徘徊感知器
 - 12) 移動用リフト

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業の実施は通常大田原市及び那須塩原市とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条

- 1 指定用具貸与及び指定予防福祉用具貸与、サービスの提供にあたっては、専門相談員の質的向上を図る為、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体

制を整備する。

- ① 採用時研修採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

附 則

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。